

令和5年第4回(12月)大潟村議会定例会
大潟村生活産業常任委員会 会議記録
【 生活環境課・農業委員会・産業振興課 】

招集年月日	令和5年12月8日(金)		
招集場所	役場2階 「特別会議室」		
開会日時	令和5年12月8日(金) 14:50~17:50		
出席委員 (5名)	委員長 菅原アキ子	副委員長 工藤 勝	委員 齊藤 知視
	委員 川渕 文雄	委員 丹野 敏彦	
欠席委員 (0名)			
出席職員 (13名)	<p>【生活環境課】</p> <p>課長 近藤 比成 主査 荒閑 智彦 主任 佐藤 洋平</p> <p>主任 平ノ内 亮 主事 小野 舜 主事 宍戸 朱希子</p> <p>【農業委員会】</p> <p>事務局長 澤井 公子</p> <p>【産業振興課】</p> <p>課長 石川 歳男 主査 菅原 美子 主任 佐藤 真悟</p> <p>主任 宮田 征大 主事 今野 智美 主事 佐藤 文美</p>		

付託事件	議案第55号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第57号 大潟村簡易水道事業の設置等に関する条例案
	議案第58号 大潟村公共下水道事業の設置等に関する条例案
	議案第59号 大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案
	議案第60号 令和5年度大潟村一般会計補正予算案
	議案第64号 令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案
	議案第65号 令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案
	陳情第12号 あきたこまちRについての陳情書

発言者	発言要旨
菅原(ア)委員長	(開会 14:50) ただいまから、生活産業委員会を開会いたします。

発言者	発言要旨
	<p>ただいまの出席委員数は 5 名です。定足数に達しておりますので、この委員会は成立いたします。</p> <p>本委員会の会議録の作成は、当局にお願いいたします。</p> <p>なお、会議録署名委員は、全委員にお願いいたしますので、会議録ができ次第、署名をお願いします。</p> <p>審査に入る前に、当委員会に付託のあった案件を確認します。</p> <p>議案第 55 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」、</p> <p>議案第 57 号「大潟村簡易水道事業の設置等に関する条例案」、</p> <p>議案第 58 号「大潟村公共下水道事業の設置等に関する条例案」、</p> <p>議案第 59 号「大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案」、</p> <p>議案第 60 号「令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案」、</p> <p>議案第 64 号「令和 5 年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」、</p> <p>議案第 65 号「令和 5 年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」</p> <p>陳情第 12 号「あきたこまち R についての陳情書」</p> <p>の以上 8 件です。</p> <p>それでは、当委員会に付託された案件について、審査に入ります。</p> <p>審査の順番ですが、はじめに生活環境課の審査を行い、その後当局が入れ替わって産業振興課、農業委員会の産業部門の順に進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 57 号「大潟村簡易水道事業の設置等に関する条例案」について当局の説明を求めます。</p>
荒関主査	【資料に基づき説明】
菅原(ア)委員長	ただ今、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
丹野委員	各市町村によって公営企業法適用の時期が違うかと思いますが、秋田県内で大潟村が遅い理由は何でしょうか。
荒関主査	大潟村においては、昨年度に適用する予定でしたが、事務等への影響を考慮しながら調整しましたが、間に合わなかったため 1 年延期して令和 6 年度

発言者	発言要旨
	となる予定です。
丹野委員	公営企業法を適用する事で財務諸表等のメリットはあるかと思いますが、会計事務等が相当複雑になると考えます。その他大きなメリット等ありましたら教えてください。
荒関主査	財務諸表により資産が明確になるため、各種インフラの持続可能な事業経営が期待できることがメリットになると考えます。
菅原(ア)委員長	休憩します。(15:11) 再開します。(15:16)
齊藤委員	設置条例第2条の給水人口はどこから来ている数字でしょうか。
平ノ内主任	平成7年度に認可変更を行っており、その際の給水人口となります。
齊藤委員	認可を受けた後は、ずっとそのままなのでしょうか。
平ノ内主任	変えることは可能ですが、平成7年以降は変更を行っておりません。近年、水が大量に使用される時期があり、最大給水量を変更する予定がありますので、その際に給水人口も必要であれば変更することになるかと思えます。
菅原(ア)委員長	他にございませんか。 【なしの声】
菅原(ア)委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
菅原(ア)委員長	それでは討論を終結し、採決いたします。 採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。議案第57号「大瀧村簡易水道事業の設置等に関する条例

発言者	発言要旨
菅原(ア)委員長	<p>案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 57 号は、全会一致により可決すべきものと決しました。</p> <p>それでは次に、議案第 58 号「大潟村公共下水道事業の設置等に関する条例案」について当局の説明を求めます。</p>
荒関主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
菅原(ア)委員長	<p>ただ今、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。</p>
丹野委員	<p>先ほどの水道事業の案件と同様の内容でしょうか。</p>
荒関主査	<p>はい。その通りです。</p>
菅原(ア)委員長	<p>他にございませんか。</p>
	<p>【なしの声】</p>
菅原(ア)委員長	<p>ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>
	<p>【なしの声】</p>
菅原(ア)委員長	<p>それでは討論を終結し、採決いたします。</p> <p>採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。議案第 58 号「大潟村公共下水道事業の設置等に関する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
菅原(ア)委員長	<p>全会一致であります。</p>

発言者	発言要旨
<p>荒関主査</p>	<p>よって、議案第 58 号は、全会一致により可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 59 号「大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案」について当局の説明を求めます。</p> <p>【資料に基づき説明】</p>
<p>菅原(ア)委員長</p>	<p>ただ今、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
<p>菅原(ア)委員長</p>	<p>ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
<p>菅原(ア)委員長</p>	<p>それでは討論を終結し、採決いたします。 採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。議案第 59 号「大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
<p>菅原(ア)委員長</p>	<p>全会一致であります。 よって、議案第 59 号は、全会一致により可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 60 号「令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案」の生活環境課部分について当局の説明を求めます。</p>
<p>佐藤主任 平ノ内主任 小野主事</p>	<p>【資料に基づき説明】</p>

発言者	発言要旨
菅原(ア)委員長	ただ今、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
丹野委員	本会議場で計上漏れについて説明がありましたが、この件はそれが全てということでしょうか。
小野主事	はい。その通りです。
川渕委員	計上漏れの件について、車検が隔年実施のため計上漏れが発生したという理解でよろしいでしょうか。
小野主事	はい。その通りです。今後計上漏れがないようにチェックしながら、計上させていただきたいと考えております。
川渕委員	次回計上漏れが発生しないよう、チェックをして進めてください。
菅原(ア)委員長	他にございませんか。 【なしの声】
菅原(ア)委員長	ないようですので、生活環境課部門の質疑を終結いたします。 次に、議案第 64 号「令和 5 年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について当局の説明を求めます。
平ノ内主任	【資料に基づき説明】
菅原(ア)委員長	ただ今、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
丹野委員	ろ過流量計について仕組みを教えてください。
平ノ内主任	棒状のセンサー部分を水が通過した際に流量を計測しています。今回は 2 番のろ過池の流量計を更新するものです。
丹野委員	上から刺して計測するというイメージでしょうか。

発言者	発言要旨
平ノ内主任	はい、その通りです
菅原(ア)委員長	他にございませんか。 【なしの声】
菅原(ア)委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
菅原(ア)委員長	それでは討論を終結し、採決いたします。 採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。議案第 64 号「令和 5 年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
菅原(ア)委員長	全会一致であります。 よって、議案第 64 号は、全会一致により可決すべきものと決しました。 それでは次に、議案第 65 号「令和 5 年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」について当局の説明を求めます。
荒関主査	【資料に基づき説明】
菅原(ア)委員長	ただ今、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。 【なしの声】
菅原(ア)委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】

発言者	発言要旨
菅原(ア)委員長	<p>それでは討論を終結し、採決いたします。</p> <p>採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。議案第 65 号「令和 5 年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
菅原(ア)委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 65 号は、全会一致により可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、産業部門の審査に移りますので、当局は交替して下さい。</p> <p>なお、一般会計補正予算案の採決に入る前にまた呼びますので、課長と書記の方は戻って同席して下さい。</p>
菅原(ア)委員長	<p>休憩します。(16:00)</p> <p>再開します。(16:03)</p>
菅原(ア)委員長	<p>議案第 55 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を求めます。</p>
今野主事	<p>【資料に基づき説明】</p>
菅原(ア)委員長	<p>ただいまの説明について質疑を求めます。質疑ございませんか。</p>
丹野委員	<p>金額が妥当なのか判断しかねるので、積算根拠を教えてください。</p>
今野主事	<p>パトロールに関しましては、1 日当たり 1,000 円、時間としては 30 分から 1 時間程度を想定しております。また、大潟村は山間部がなく、他の市町村よりも平坦な地形での移動となり、車の中から確認しやすい地形となっていることから 1,000 円と設定しました。</p>
丹野委員	<p>圃場からの距離が遠い場合、広範囲での移動や見回りの場合、現場へ行くだけでも時間がかかるため、少額と感じます。</p>

発言者	発言要旨
今野主事	<p>今回の 1,000 円に関しては丹野議員のおっしゃる通り、見回りに行くまでの時間も合わせているため、少なく感じるかもしれませんが、例えば 1 日に複数回目撃があった場合や 2 カ所同じ時間帯で確認に行った場合などの回数をカウント 1 にするのか 2 にするのかというところで管理が煩雑になるため 1 日あたり 1,000 円と設定いたしました。</p>
石川課長	<p>1 日 1 回あたりのパトロールが 1,000 円については、わなの確認を兼ねていることが多く、わなの確認で 2,000 円となります。また、価格の設定については、平場の多い潟上市は 1,000 円、山間部の五城目町は 2,000 円であることを勘案してパトロールのしやすさということ、もう一点は年 3 回程、有害鳥類に関するパトロールを実施隊で行っております。25 名の実施隊のほとんどの方に参加いただいております、1 回一人あたり 1,000 円で 2 万 5 千円、3 回で 3 倍になります。従来そこは無報酬であります、経費が支出されるということも勘案して 1,000 円ということに定めさせていただきたいと考えております。</p>
丹野委員	<p>クマの様に凶暴な獣に対しての日当金額は今後検討してもらいたいと思います。</p>
齊藤委員	<p>クマ 1 頭に対する県の補助金は 7,000 円ということですが、どのように支払われるのですか。</p>
今野主事	<p>有害駆除に対する慰労金については、村を通さずに、県猟友会から連合猟友会を通して村の猟友会に直接支払われるという流れとなっております。</p>
齊藤委員	<p>猟友会というのは、対象になっている隊員の方が加入している組織ですか。</p>
今野主事	<p>おっしゃる通りです。</p>
川渕委員	<p>クマは命に関わることもあるのでパトロールしていただくのはありがたいです。予算があるとは思いますがもう少し日当を上げた方がよいのではないのでしょうか。</p>

発言者	発言要旨
石川課長	鳥獣被害対策実施隊の報酬につきましては、これまでも無報酬というのはどうかというご意見も過去にもいただいていた経緯がございます。今回、クマの出没が頻繁になってきたため、これ以上の負担をかけないということで、定めさせていただくということであります。まずは、やってみること、さらには継続し、後継者を確保するということも併せて、報酬の額についても今後考えてきたいと思っております。
工藤副委員長	参考資料別表第 2 にイノシシも記載されていますが、大潟村の中ではイノシシが出たという情報はあるのでしょうか。
今野主事	現在、イノシシによる被害を受けたという情報はありませんが、年に 1 回猟友会に足跡などの調査をしていただいております。村内で足跡の目撃がありました。今後増えていく可能性があるということで、別表第 2 にイノシシを入れさせていただきました。
丹野委員	アライグマやハクビシンは実施隊に処理してもらえますか。
今野主事	小型の獣類に関しましては、自身が所有する農地であると、免許を持っていなくても箱わなを設置できるということになっておりますので、基本的にはご自身で箱わなを設置して、見回りをさせていただくと考えております。自衛の活動に対して今年度から箱わなの購入補助を行っておりますので、今後もそういった形で支援していければと思っております。
丹野委員	猟友会員が減っていると聞いていますが、猟銃免許を取る際の補助は考えていますか。
今野主事	狩猟免許を取ることに對しての補助というのは現段階ではありませんが、実施隊に対して年 12 万円補助しております。活動の中で、安全対策に向けた講習会への参加に対する補助等を目的として支給しております。県で狩猟免許取得に対する補助を出しておりますので、そちらを案内しています。
菅原(ア)委員長	休憩します。(16:27) 再開します。(16:28)

発言者	発言要旨
菅原(ア)委員長	6時まで延長いたします。 他に質疑ございませんか。
工藤副委員長	附則について、この規則に関しては公布の日から施行し、令和5年9月21日から適用するとなっておりますが何か理由はありますか。
今野主事	今年村内で初めてクマが目撃された日付となっております、この日から実施隊の方々に多く出動していただいたということがあり、この9月21日といたしました。
菅原(ア)委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
菅原(ア)委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】
菅原(ア)委員長	それでは討論を終結し、採決いたします。 議案第55号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
菅原(ア)委員長	全会一致であります。 よって、議案第55号は全会一致により可決すべきものと決しました。 次に議案第60号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」のうち、産業課振興、農業委員会の産業部門について、当局の説明を求めます。
宮田主任	【資料に基づき説明】
菅原(ア)委員長	ただいまの説明について質疑を行います。質疑ございませんか。

発言者	発言要旨
丹野委員	桜と菜の花まつりについて、思うような時期に桜が咲かず、菜の花と時期がずれることがあり、工夫が必要だと思いますが、何か考えていますか。
菅原主査	桜の見頃には、県外からも多くのお客さんが来ますので、その時期にイベントが計画できれば良いのですが、桜の見頃の時期に当ててイベントを開催することが正直難しいこと、大型連休のときに計画を立てて来村してくれる方もおりますので、このゴールデンウィークに向けて引き続きイベントを実施していきたいと考えております。
丹野委員	キッチンカー等をお願いしたり、自由の効く様なものを企画したりすれば、観光地としての知名度を上げることが出来ると思うので費用をかけて良いのではないのでしょうか。交通整備の人員費も含まれていると思いますが、60周年ということもあり、菜の花ロードに飾りをつけて少し違ったイメージをもたせても面白いのではないのでしょうか。
菅原主査	花の見頃にキッチンカーとか何かできないかということですが、実行委員会でもあるルーラル大潟との打ち合わせの中で来年はもう少し施設の方でもイベントをやっていただけないかと話しております。桜の見ごろは被らないと思いますが、各施設で様々なイベントを行うことで、賑わいを持たせていきたいと考えております。また、交通誘導についてですが、今回の補正予算の中には含まれておりませんので、別個予算計上させていただくこととしております。
川渕委員	桜が満開の時期は渋滞が発生し、農繁期と重なるため非常に迷惑しているので交通整備をスムーズにしてもらえないのでしょうか。
菅原主査	4月の早い段階で業者と契約をして、混みあったらすぐ対応できるように準備しております。当日の人員手配が難しいため、混雑が予測された段階で翌日の発注としておりますので遅いと思われるかもしれませんが、ご理解いただきたいと思います。また、誘導員の方は車を止めることは基本的にはできず、スムーズな交通を誘導することが業務となります。クレームが入ればその都度会社の方にも話はしておりますし、職員もパトロールをして、適切に指導や助言をしております。
齊藤委員	農業経営等復旧・継続支援対策事業費補助金と農業経営フォローアップ

発言者	発言要旨
佐藤主事	<p>資金利子補給費補助金について、申請の受付に関しては、申請順に受け付けてあと予算が終わった段階で受付終了するのか、あるいは災害の規模に応じて、被害額の多い人を優先するというのでしょうか。また必要な書類はありますか。</p> <p>農業経営等復旧・継続支援対策事業費補助金については、被害を受けた畑作を対象としております。また大豆、かぼちゃ、メロンを対象作物としての積算させていただいております。大豆につきましては全面積の50%が20%を減収であると想定させていただきまして、算出させていただきました。かぼちゃについては、去年よりも収量は多いのですが、個人によって差がありますので、その部分で20%減収面積が30%を見込んでおります。メロンについては農協出荷以外もあり、不明確なため、全面積の50%の20%減収という見込みを想定しまして、今回この金額を算出させていただきました。</p>
宮田主任	<p>フォローアップ資金利子補給費補助金につきましても、申請に対し、まんべんなくまかなえるように予算を組んでおります。実際に貸付実行がある場合、融資機関からの利子補給承認の受付がございます。その後、地域振興局への利子補給の承認、貸付実行の報告、県に対する補助金の交付申請、そして村から融資機関に対する利子補給費補助を行う流れとなっております。</p>
菅原(ア)委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
菅原(ア)委員長	<p>それでは、議案第60号の質疑を終結します。</p>
菅原(ア)委員長	<p>休憩します。(16:55)</p> <p>再開します。(16:57)</p>
菅原(ア)委員長	<p>休憩前に引き続き、討論を行います。討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
菅原(ア)委員長	<p>それでは討論を終結し、採決いたします。</p> <p>議案第60号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」のうち、当委員会</p>

発言者	発言要旨
	<p>に關係する部分について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
菅原(ア)委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 60 号は全会一致により可決すべきものと決しました。</p>
菅原(ア)委員長	<p>次に、陳情第 12 号「あきたこまち R についての陳情書」を議題といたします。はじめに配付資料の黙読をお願いします。</p> <p>【資料黙読】</p>
菅原(ア)委員長	<p>意見などございましたらお願いいたします。</p>
齊藤委員	<p>あきたこまち R に関しては賛否両論いろいろありますし、議会で決めて議会在意を持って知事に要望することが妥当なのか、最終的に農家が決定する訳なので、果たして議会在何か意見言っているものなのかどうか判断しかねます。</p>
菅原(ア)委員長	<p>休憩します。(17:06)</p> <p>再開します。(17:07)</p>
丹野委員	<p>陳情書の思いは伝わりますが、秋田県の説明不足のため、理解できていない部分があります。採択をした上で大潟村議会として意見を出して見るのはどうでしょうか。実際に、種子の価格が上がることや、収量が 2%減収するなども聞きますが秋田県の方で周知できていないことは事実だと思います。</p>
菅原(ア)委員長	<p>休憩します。(17:12)</p> <p>再開します。(17:34)</p>
丹野委員	<p>陳情に関しては秋田県の説明不足を感じてはいますが、意見書案をだすとなると放射線育種等理解不足な面もあります。一方的な話ではなく、安全性や成分の国際基準、輸出に関する放射線育種について等を確認できる</p>

発言者	発言要旨
齊藤委員	<p>ように大潟村議会としての意見書案は納得の出来る説明をもっと行ってほしいというようなものを提出するのがよいと考えます。</p> <p>陳情に関して趣旨はわかりますが、意見書の中に勘違いされている部分もありますので、このままではなくて説明をしっかりともらって、作る人も食べる人も安心できるような事を第一に考えた上で、決してあきたこまち R の作付は強制しないようにしてもらいたいと要望欄に議会の意見書として出していいと思います。</p>
川渕委員	丹野委員に賛同します。
工藤副委員長	<p>全面切り替えについてどちらかと言えば賛成です。この陳情を出された方が農家なのか、消費者なのかはわかりませんが、齊藤委員も言われた通り、色々な誤解もあるかもしれませんが、秋田県のホームページにも様々な意見や要望等上がっていましたが、そういったことに県がしっかり答えていく必要もあると思います。生産者、消費者または集荷団体にもしっかりと説明されてない部分がまだまだたくさんあると思いますので、周知、また広報活動についてはしっかり行っていただきたいということで、まずこの陳情書は理解できるが、不採択として、まずは農家として、また大潟村議会からも県の方に出された方がいいのかと思います。</p>
菅原(ア)委員長	<p>皆さんから意見が出ましたので、採決いたします。</p> <p>陳情第 12 号「あきたこまち R についての陳情書」について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手同数】</p>
菅原(ア)委員長	<p>可否同数であります。</p> <p>よって、陳情第 12 号は委員会条例第 15 条により委員長が決めます。本案は委員長の決するところにより、採択すべきものと決しました。採択と決定したことにより、最終日の本会議において意見書案を提出する必要があります。</p>
菅原(ア)委員長	<p>休憩します。(17:40)</p> <p>再開します。(17:50)</p>

発言者	発言要旨
菅原(ア)委員長	<p>この意見書案については、私と賛成者とで後でもう少し検討することとします。</p> <p>以上で当委員会に付託のありました案件は全て終了いたしました。</p> <p>これで生活産業委員会を閉会いたします。</p> <p>(閉会 17:50)</p>

	【 署 名 欄 】
菅原アキ子 委員長長	(委員長) _____
工藤勝 副委員長長	(副委員長) _____
齊藤知視 委員長	(委員) _____
川淵文雄 委員長	(委員) _____
丹野敏彦 委員長	(委員) _____

